

| | |
|-------------|--|
| 受 番 号 | |
|-------------|--|

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

- 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
- 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

- I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題1

【貨物自動車運送事業法】（定義）

一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（ ）

問題2

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者）

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、法令で定められる事項を遵守しなければならないが、第9条に規定する運行記録計を管理し、及びその記録を保存することは運転者の業務に含まれない。

（ ）

問題3

【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

（ ）

問題4

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者は、その使用する自動車について2人以上の死者を生じた事故があったときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

()

問題5

【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

()

問題6

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の講習）

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、死者若しくは重傷者が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は貨物自動車運送事業法第三十三条の規定による処分（輸送の安全に係るもの）を除く。）の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

()

問題7

【貨物自動車運送事業法】（運送約款）

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

()

問題8

【労働安全衛生法】（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行うよう努めなければならない。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行うよう努めなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行うよう努めなければならない。

()

問題9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の業務）

運行管理者の業務の範囲は国土交通省令で定められているが、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理することもその範囲に含まれる。

()

問題10

【貨物自動車運送事業法】（運賃及び料金等の掲示）

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

()

問題11

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

()

問題12

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者を選任しようとするとときは、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

()

問題13

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の指導及び監督）

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、事業者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

()

問題 1 4

【下請代金支払遅延等防止法】（下請代金の支払期日）

下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、法第 2 条の 2 第 1 項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して 90 日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

()

問題 1 5

【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

()

問題 1 6

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（事故の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において一年間保存しなければならない。

()

問題 1 7

【道路運送車両法】（選任届）

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

()

問題 1 8

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者等の義務）

運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

()

問題 1 9

【道路交通法】（乗車又は積載の方法）

車両の運転者は、当該車両の乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、貨物自動車で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

()

問題2 0

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（従業員に対する指導及び監督）

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇い入れた者、高齢者（六十五才以上の者をいう。）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導を行わなければならぬ。ただし、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって法令の規定による国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせた場合は、この限りではない。

()

問題2 1

【道路運送車両法】（定期点検整備）

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、3月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

()

問題2 2

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転の防止）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならぬ。ただし、当該運転者に事前に長距離運転又は夜間の運転に関して告知していればその限りではない。

()

問題2 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（乗務等の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに決められた事項を記録させ、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。

()

問題2 4

【道路運送車両法】（自動車車検証の備付け等）

自動車は、自動車検査証又は自動車検査証の写しを備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

検査標章の有効期間は、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間と同一とする。

()

問題25

【貨物自動車運送事業法】（報告の徴収及び立入検査）

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

()

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題26

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、貨物自動車運送事業報告規則に事業報告書及事業実績報告書を決められた時期に提出しなければならないとあるが、一般貨物自動車運送事業者が提出する当該報告書の報告期間及び提出時期を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ・事業報告書は、（ A ）に係るものを（ B ）に（ C ）へ提出する。
- ・事業実績報告書は、（ D ）に係るものを（ E ）に（ C ）へ提出する。

- ① A : 每事業年度 B : 每事業年度の経過後100日以内 C : 所轄地方運輸局長
D : 毎年4月1日から3月31日までの期間 E : 每年7月10日まで
- ② A : 每年4月1日から3月31日までの期間 B : 每事業年度の経過後100日以内
C : 所轄地方運輸局長 D : 每事業年度 E : 每年7月10日まで
- ③ A : 每事業年度 B : 每事業年度の経過後100日以内 C : 国土交通大臣
D : 每年4月1日から3月31日までの期間 E : 每事業年度の経過後100日以内

()

問題27

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間について定められている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ・拘束時間は、一箇月について（ A ）時間を超えないものとすること。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- ・1日についての拘束時間は、（ B ）時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（ C ）時間とすること。

- ① A : 293 B : 8 C : 13
- ② A : 273 B : 8 C : 16
- ③ A : 293 B : 13 C : 16

()

問題28

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼）

貨物自動車運送事業者は、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令に掲げる事項を記録しなければならないが、記録しなければならない事項のうち、誤っているものを①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号
- ② その他事業用自動車を識別できる表示
- ③ 点呼の方法
- ④ 貨物の集貨地点等

（ ）

問題29

【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）

事業者が、輸送の安全のために講じなければならない事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備
- ② 事業用自動車の数に相当する荷主の確保
- ③ 事業用自動車の運転者の適切な勤務時間

（ ）

問題30

【道路運送法】（自動車に関する表示）

自動車を使用する者は、その自動車の外側に見やすいように表示しなければならないと定められている事項について、①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 荷主の氏名、名称又は記号
- ② 使用者の氏名、名称又は記号
- ③ 運転者の氏名、使用者の氏名及び連絡先

（ ）